

医療費申請手続きについて ＜保護者・該当者に配布する用紙＞

北海道倶知安高等学校 保健室

今回の負傷について、お見舞い申し上げます。

学校管理下での災害になりますので、「日本スポーツ振興センター（以下センター）」へ医療費申請の手続きを行います。書類提出から医療費支給までに、しばらく時間を要しますのでご了承ください。

また、「センター」の災害共済給付金額が1万円以上の場合には「北海道高等学校安全互助会」の傷病共済金申請の対象になりますので、合わせて申請手続きを行います。

◎日本スポーツ振興センターについて

検査・治療のために健康保険証を使用して窓口を支払った医療費に応じた額（総医療費の十分の四）が支給されます。 ※診断書は必要ありません。診断書の文書料等は対象外になります。

1 必要書類と記入の仕方

- (1) **日本スポーツ振興センター申請書**は、事故発生の状況を生徒本人又は保護者が記入します。
- (2) **医療等の状況**は、ひと月分ずつ病院で記入してもらいます。
月末に病院へ提出し、ひと月の治療に要した費用を点数で記入してもらいます。
(柔道整復師から施術を受けた場合は、別様式になります。)
- (3) **調剤報酬明細書**は、ひと月分ずつ薬局で記入してもらいます。
病院外の薬局で薬をもらった場合にのみ必要です。
- (4) **治療用装具明細書**は、治療のための装具を装着した場合に病院で記入してもらいます。
治療用装具の領収書のコピーも必要です。
- (5) **高額療養届**は、入院・手術等により高額療養になった場合に必要です。

2 書類の提出・問い合わせ

書類の提出やお問い合わせは、保健室までご連絡ください。

- (1) 病院・薬局等で記入してもらう書類は、その都度提出してください。
- (2) **翌日も継続して受診する場合は、治療が終了するまでご連絡ください。**
- (3) 複数の病院で受診した場合や転医の場合も給付対象になりますのでご連絡ください。

3 医療費の申請と給付

学校では、月末に後志教育局を經由してセンターへ医療費の申請手続きを行います。
そこで審査を受け、医療費は後志教育局長から保護者の口座へ入金されます。

必要書類：口座振替払申出書、保護者の通帳の写し（表紙・口座番号記載のページ）

4 その他

- (1) 初診から治癒までの総医療費が500点未満（健康保険証を使用し、自己負担が1,500円未満）の場合は給付対象になりません。

(2)公費医療助成制度との関係について

センターの災害共済給付が受けられる場合は、公費医療助成制度（ひとり親家庭医療費助成、子ども医療費助成など）は、原則として使用できないことになっています。

後日、町村から返金を求められることがありますのでご注意ください。

また、公費医療助成制度が適用される場合は、制度名と自己負担額を上記センター申請書に記入してお知らせください。公費による二重払いを避けるため、センターからは、自己負担額と療養に伴って要する費用（総医療費の1/10）が支給されます。

◎北海道高等学校安全互助会について

センターの災害給付が1万円以上の場合にその2分の1の額（ただし、1ヶ月の給付額が6万円を超えない範囲の額）が給付されます。共済給付申請対象の場合は、担当が事務処理を行います。